

松戸市地域生活支援事業実施に関する要領

制定 令和元年10月1日

施行 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、松戸市地域生活支援事業の実施に関する規則（平成19年松戸市規則第44号。以下「規則」という。）第36条第1項に規定する地域生活支援サービス（日常生活用具給付事業及び更生訓練費給付事業を除く）を実施する事業者（以下「地域生活支援サービス事業者」という。）の登録等並びに人員、設備及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援サービス事業者の登録の申請)

第2条 地域生活支援サービスを実施しようとする者は、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービス事業者ごとに、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により登録を受けようとする地域生活支援サービス事業者は、松戸市地域生活支援事業所開始届（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付表（松戸市地域生活支援事業に係る記載事項）
- (2) 第3条第2項各号に定める事業者又は施設であることを証する書類（同項第4号に定める事業者を除く）
- (3) 事業者の定款又は寄附行為（写）
- (4) 法人登記の履歴事項全部証明書（発行から3ヶ月以内）
- (5) 事業の運営規程
- (6) 施設長（責任者）経歴書及び従業者（指導員）経歴書
- (7) 資格者証及び研修修了証書
- (8) 勤務形態一覧表
- (9) 事業所平面図
- (10) 写真（居室、共有部分及び外観）
- (11) 事業計画書
- (12) 収支予算書
- (13) 債権者登録申出書

(地域生活支援サービス事業者の登録の決定)

第3条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに当該申請書等を審査し、登録の可否を決定し、事業所登録(不登録)通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長が前項の規定により登録を行う事業所は、次に掲げる地域生活支援サービスの事業に応じ、それぞれ当該各号に定める事業者又は施設でなければならない。

(1) 移動支援事業及び生活サポート事業 次のいずれかの指定（いわゆる「共生型サービス」としての指定を含む）を受けている事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項の居宅介護、同条第3項の重度訪問介護、同条第4項の同行援護又は同条第5項の行動援護

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項の訪問介護

(2) 訪問入浴サービス事業 介護保険法第8条第3項の訪問入浴介護の指定を受けている事業者

(3) 日中一時支援事業 次のいずれかの指定（いわゆる「共生型サービス」としての指定を含む）を受けている事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項の生活介護、同条第8項の短期入所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項の障害者支援施設

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の児童発達支援又は同条第4項の放課後等デイサービス

エ 介護保険法第8条第7項の通所介護、同条第9条の短期入所生活介護又は同条第10条短期入所療養介護

(4) 前3号に掲げる者のほか、別表に定める人員、設備及び運営に関する基準を満たす者として市長が認める事業者

3 第1項の規定により地域生活支援サービス事業者の登録の決定を行ったときは、市長は、次に掲げる書類を千葉県知事へ提供し、登録決定に関する報告を行うこととする。

(1) 松戸市地域生活支援事業所開始届（第1号様式）

(2) 付表（松戸市地域生活支援事業に係る記載事項）

(3) 施設長（責任者）経歴書

（変更の届出）

第4条 前条の規定により市長の登録を受けた地域生活支援サービス事業者（以下「登録地域生活支援サービス事業者」という。）は、次に掲げる事項に変更が生じたときは、松戸市地域生活支援事業変更届（第3号様式）に第2条第2項各号に掲げる書類（変更が生じた事項に関わるものに限る）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業所（施設）の名称

(2) 事業所（施設）の所在地

(3) 申請者（運営法人）の名称

(4) 申請者（運営法人）の主たる事務所の所在地

(5) 代表者の氏名及び住所

- (6) 定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本
 - (7) 事業所の平面図及び設備の概要
 - (8) 事業所の管理者の氏名及び住所
 - (9) 地域生活支援サービスの提供に当たる従業者の氏名及び住所
 - (10) 主たる対象者
 - (11) 事業の運営規程
- 2 前項に定める変更の届出は、当該変更が生じた日から起算して10日以内に行なわなければならない。
- 3 第1項の規定による登録地域生活支援サービス事業者の変更の届出があったときは、市長は、次に掲げる書類を千葉県知事へ提供し、変更届出に関する報告を行うこととする。
- (1) 松戸市地域生活支援事業変更届(第3号様式)
 - (2) 付表(松戸市地域生活支援事業に係る記載事項)
 - (3) 施設長(責任者)経歴書(責任者等を変更する場合に限る)

(廃止等の届出)

- 第5条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、松戸市地域生活支援事業廃止・休止・再開届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 休止した登録地域生活支援サービス事業者が地域生活支援サービスを再開したときは、10日以内に、松戸市地域生活支援事業廃止・休止・再開届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による登録地域生活支援サービス事業者の廃止、休止又は再開の届出があったときは、市長は、松戸市地域生活支援事業廃止・休止・再開届(第4号様式)を千葉県知事へ提供し、廃止、休止又は再開の届出に関する報告を行うこととする。

(運営規程)

- 第6条 登録地域生活支援サービス事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事項を参考に運営規程を定めておかななければならない。
- (1) 地域生活支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 地域生活支援事業の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 地域生活支援サービス利用に当たっての留意事項
 - (7) 緊急時等における対応方法
 - (8) 非常災害対策
 - (9) 虐待防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(人員及び設備)

第7条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスの実施に係る人員、設備及び運営について、別表に定める基準を満たさなければならない。ただし、登録地域生活支援サービス事業者の事業実績等により特に市長が認める場合はこの限りではない。

(受給資格の確認)

第8条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスの提供を求められた場合は、サービスの提供を受けようとする者の提示する受給者証によって、地域生活支援給付費支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスを提供するときは、受給者証に記載されたサービスの内容、支給量を超えてはならない。

(内容及び手続きの説明)

第9条 登録地域生活支援サービス事業者は、障害者等が地域生活支援サービスの利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、契約の内容及びその履行に関する事項について説明を行わなければならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、登録地域生活支援サービス事業者に対し、当該登録地域生活支援サービス事業者が行う地域生活支援サービスに係る事務に関して必要な報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は当該職員をして必要な調査をさせることができる。

(心身の状況等の把握)

第11条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス及び福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(連絡調整に対する協力)

第12条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスの利用について市又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供の記録等)

第13条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスを提供した際は、その提供について記録しなければならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、前項の規定による記録に際しては、受給者から支援事業を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第14条 登録地域生活支援サービス事業者は、地域生活支援サービスを提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、前項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。

3 登録地域生活支援サービス事業者は、前項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第15条 登録地域生活支援サービス事業者は、正当な理由なく、地域生活支援サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 登録地域生活支援サービス事業者は、利用者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると判断した場合は、適当な他の地域生活支援サービス事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じなければならない。

(障害者等に関する市への通知)

第17条 登録地域生活支援サービス事業者は、障害者等が偽りその他の不正な行為によって地域生活支援サービスを受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、その旨を市に報告しなければならない。

(秘密保持等)

第18条 登録地域生活支援サービス事業者の管理者、従業員及びその他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、管理者、従業員及びその他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 登録地域生活支援サービス事業者は、他の地域生活支援事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族

の同意を得なければならない。

(事故等の発生時の措置)

第19条 登録地域生活支援サービス事業者は、利用者に感染症又は食中毒が発生した場合は、市及び利用者全員の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、利用者に対する地域生活支援サービスの提供により事故が発生した場合は、市及び当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 登録地域生活支援サービス事業者は、利用者に対する地域生活支援サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

4 登録地域生活支援サービス事業者は、前3項の事実が生じた場合は、その状況及び講じた措置について、記録し、市に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第20条 登録地域生活支援サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第21条 登録地域生活支援サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第22条 登録地域生活支援サービス事業者は、支援事業のサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 登録地域生活支援サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域生活支援給付費の請求)

第23条 登録地域生活支援サービス事業者が地域生活支援給付費を請求する際は、次に掲げる書類を松戸市へ提出しなければならない。

(1) 移動支援事業

- ア 松戸市移動支援事業給付費請求書
- イ 移動支援事業給付費明細書
- ウ 移動支援提供実績記録票

(2) 訪問入浴サービス

- ア 松戸市訪問入浴サービス給付費請求書
- イ 訪問入浴サービス給付費明細書
- ウ 訪問入浴サービス提供実績記録票

(3) 日中一時支援事業

- ア 松戸市日中一時支援事業給付費請求書
- イ 日中一時支援事業給付費明細書
- ウ 日中一時支援提供実績記録票

(3) 生活サポート事業

- ア 松戸市生活サポート事業給付費請求書
- イ 生活サポート事業給付費明細書
- ウ 生活サポート提供実績記録票

2 前項に定める地域生活支援給付費の請求に係る書類の提出は、原則として、地域生活支援支給決定障害者に地域生活支援サービスを提供した月の翌月10日までに行わなければならない。

別表

	人員に関する基準	設備に関する基準	運営に関する基準
移動支援事業	<p>指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年校正労働省令第171号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する「指定居宅介護事業者」をいう。以下同じ。）又は基準該当居宅介護事業者（省令第44条第1項に規定する「基準該当居宅介護事業者」をいう。以下同じ。）の基準を満たすこと。</p> <p>居宅介護を行う従業者の資格要件となっている資格を有する従業者を配置すること。</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、移動支援事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第2項の規定により、都道府県知事に同条第1項第3号の事業を行う旨の届出をしていること。</p>
訪問入浴サービス	<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）に規定する訪問入浴介護の要件を満たしていること。</p>		

<p>日中一時支援</p>	<p>1 専従の管理者を1名おくこと。ただし、管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務は可とする。</p> <p>2 同時利用者数が15人以下の場合、従業員は2人、同時利用者数が15人を超える場合、同時利用者数から15を減じた数を5で除した数（1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。）に2を加えた人数とする。</p> <p>3 同時利用者数が5人以下のときの従業員は1人以上とする。</p>	<p>1 事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けること。</p> <p>2 玄関、便所、浴室等を除いた、障害者が通常活動する室内の総面積が、定員1人当たり3平方メートル以上であること。</p> <p>3 日中一時支援の提供に必要な消防設備及び備品等を備えること。</p> <p>4 障害者が活動するに十分な広さを確保するとともに、保健衛生及び安全性の確保に十分留意すること。</p>	
<p>生活サポート</p>	<p>1 指定居宅介護事業者又は基準該当居宅介護事業者の基準を満たすこと。</p> <p>2 居宅介護を行う従業者の資格要件となっている資格を有する従業者を配置すること。</p>	<p>事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、生活サポートの提供に必要な設備及び備品等を備えること。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の日において、同日前から継続して地域生活支援サービスを実施する事業者として松戸市の登録を受けていた者は、同日において、第2条第1項に定める市長の登録を受けた事業者とみなす。